

資料 3 - 2

条例構成案（手話言語条例）

モデル案 (全日本ろうあ連盟)	高松市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例（※1）	さぬき市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例（※1）	観音寺市（三豊市）手話言語条例（※2）	丸亀市手話言語条例	（仮称）坂出市手話言語条例
前文	前文	前文	前文	前文	前文
目的	目的	目的	目的	目的	目的
	定義	定義	定義	定義	定義
基本理念	基本理念	基本理念	基本理念	基本理念	基本理念
市の責務	市の責務	市の責務	市の責務	市の責務	市の責務
市民の役割	市民等の役割	市民の役割	市民の役割	市民の役割	市民の役割
	事業者の役割	事業者の役割	事業者の役割	事業者の役割	事業者の役割
	連携及び協働				
施策の策定および推進	施策の推進	施策の推進	施策の推進	手話の推進	施策の推進
○手話言語に対する理解および普及を図るための施策	○手話および多様なコミュニケーション手段に対する理解を深める広報・啓発	○手話は言語であるとの認識の拡大に関する施策 ○障害の特性に応じたコミュニケーション手段への理解の拡大並びにこれらの普及啓発及び利用促進に関する施策	○手話に対する理解を深めるための啓発に関する施策	○手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策	○手話に対する理解及び普及を図るための施策
○市民が手話言語による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策			○手話による情報取得の機会の拡充に関する施策	○手話による情報の発信及び情報を得る機会の拡大のための施策	○手話による情報の発信及び情報を得る機会の拡大のための施策
○意思疎通の手段として手話言語を選択することが容易に	○多様なコミュニケーション手段を容易に選択し、利用できる	○障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい		○市民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易に	○市民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易に

き、手話を使用しやすい環境構築のための施策	る環境整備促進	い環境の整備に関する施策		でき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策	でき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策
○手話言語通訳者の配置拡充および処遇改善など、手話言語による意思疎通支援者のための施策		○障害の特性に応じたコミュニケーション手段による意思疎通の支援に関する施策	○手話の普及並びに手話を普及するための人材の養成、研修及び確保に関する施策 ○手話通訳者の養成、研修及び確保に関する施策	○手話通訳者の確保及び養成その他手話による意思疎通支援者のための施策	○手話通訳者の確保及び養成その他手話による意思疎通支援者のための施策
			○手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の機会の拡大に関する施策		
				○手話を学ぶ機会の確保に関する施策	○手話を学ぶ機会の確保に関する施策
				○災害時における情報の提供及び取得並びに意思疎通支援者に関する施策	
○ほか、市長が必要と認める施策			○ほか、市長が必要と認める施策	○ほか、市長が必要と認める施策	○ほか、市長が必要と認める施策
					部局横断的に取り組むこと
	施策推進のため、当事者等に意見を聞き、その意見を尊重		施策推進のため、当事者等に意見を聞き、その意見を尊重	施策推進のため、当事者等に意見を聞き、その意見を尊重	施策推進のため、当事者等に意見を聞き、その意見を尊重
○施策の推進方針の策定					
○施策の推進の実施状況の公表					

			観光旅行者その他の 滞在者への対応		
			学校における手話の 普及		
財政措置	財政措置	財政措置	財政措置	財政措置	財政措置
委任	委任	委任	委任	委任	委任
附則	附則	附則	附則	附則	附則
	平成31年4月1日施 行	令和元年7月3日施 行	令和2年4月1日施 行	令和3年4月1日施 行	令和 年 月 日施 行

※1 高松市およびさぬき市は、「手話言語条例」および「情報コミュニケーション条例」を一体的に制定。

※2 観音寺市および三豊市は、2市による一体的な検討会を開催し、同様の内容の条例をそれぞれの市で制定。